

第4回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会会議録

会議名	第4回浜田市まちづくり総合交付金制度改正検討委員会
日時	令和2年8月6日(木) 午後1時30分～午後2時40分
場所	浜田市役所第2東分庁舎2階南会議室
出席者	委員 8名(欠席者1名) 市 8名(事務局4名を含む)
次第	1 開会 2 議題 (1) 新たな算定項目について 3 その他
会議資料	別紙のとおり

(開会 13:30)

1 開会

【事務局】

委員のうち1名がまだいらっしゃっていないが、定刻なので只今から第4回まちづくり総合交付金制度改正検討委員会を開催する。議事に入るまでの間、進行役を務めさせていただく。

～配布資料の確認～

本日の出席者だが、委員1名がご欠席ということでご連絡をいただいている。また名簿のとおり事務局と各支所の職員が出席しているので、ご確認をお願いします。

それでは、まず初めに委員長よりご挨拶いただく。

【委員長】

皆さん、こんにちは。大変暑いなかお集まりいただき感謝申し上げます。また、皆さんすでにご存知かもしれないが、島根県立大学がまた爆破予告をされた。明日、大学としては全部休講ということになった。本当は、明日までが定期試験の日程だったのだが、それができなくなり10月以降の試験となった。学生も教職員も非常に困っており、憤りを感じているが、何とか乗り切りたいと思っている。私は、明日は松江に出張に行っているのだが、松江もまた爆破予告があり、非常に今、大変なことになっている。

今日は、前回の第3回のときに活発にご議論いただいたことも含め、引き続き、追加の資料をもとに議論をお願いしたい。当初は4回の開催を予定していたが、議論が活発だったということで回を追加して現在に至っている。できれば、何とか今回の第4回でだいたい大まかな方向性と

いうものを定めさせていただきたいと思っはいるのだが、議論の次第によってどうなるかな、というところである。

この総合交付金制度改正検討委員会として「どのような改正を行ったら良いか」ということを浜田市に答申するに際して、「どのような要望があるか」ということも、この委員会でまとめて、併せて報告したいなと思っている。「どう改正するか」ということと、「今後に向けてどのようなことをこの委員会として要望するか」ということの両方でまとめられたらな、と思っているので、皆さんご協力をお願いしたい。よろしくお願ひする。

【事務局】

感謝申し上げる。それでは、これより議題の方に移らせていただく。議事進行については、当委員会設置要綱の規定により委員長が議長を務めることになっているので、これより先の議事進行については委員長をお願いしたいと思う。委員長、よろしくお願ひ申し上げます。

2 議題

(1) 新たな算定項目について

【委員長】

まず議題 1、前回からの継続審議となっている「新たな算定項目について」である。この件の説明に関しては、前回事務局からしていただいた。前回以降のところでは補足説明等があれば事務局からお願ひしたいと思う。

【事務局】

～資料 1・資料 2 について説明～

高齢化率・年少人口率一覧（資料 1）については、前回の会議でも配布したが、今回は 8 月 1 日時点ということで、データを最新版のものにしている。

前回からの変更点としては、14 歳以下、年少人口率のところでは長浜地区が新たに該当になった。反対に 19 番の今福地区が該当から外れる。真ん中の 65 歳以上の高齢化率については 16 番の下府町が該当から外れる、反対に 33 番の三隅地区が新たに該当になるというふうになっている。1 番右側の 75 歳以上の後期高齢化率については、こちらも三隅地区が新たに該当している。

これに伴い、資料 2 で加算団体数と加算額を変更している。

新たな説明としては以上である。

【委員長】

只今の件について、前回の議論でもさせていただいたのだが、新たに今のように変更があったということだ。これに関して何かご質問やご意見等々があるか。何でも構わないのでお願ひできればと思うが、いかがか。

【委員】

その算定方式というのは、今後、何月時点をもって検討し、実際に交付されるのか。

【事務局】

交付金の算定については、2 月 1 日時点の数字を算定に用いている。来年度の交付金を算定する際は、令和 3 年 2 月 1 日時点の数字を使って交付金の額を計算する。

【委員】

ということは、今日いただいたこの資料 2 の金額や加算団体は変更する可能性が十分あるとい

うことか。

【事務局】

可能性はある。

【委員】

この交付金制度は何年間続くのか。5年計画か。毎年2月1日調査で数字は微妙に変わるとしても、今回決めればこの方式で5年間は継続しますよ、というふうに解釈して良いのか。

【事務局】

この加算を入れたことによって不都合があれば、その都度改正ということはなくはないと思うのだが、基本的には今回導入すれば、その制度でいきたいと思っている。

【委員】

検討委員会も今日解決すれば解散ということになり、5年間は開く予定がないということか。

【事務局】

それは、今、この時点では断言はできない。

【委員長】

他にいかがか。

前回の議論のなかで、資料2のところでは1～7と8・9のパターンで議論をいただいた。できれば今回、どのパターンが当委員会として望ましいかということ、結論として出したいと考えている。皆さんが「議論がまだ十分ではない」とおっしゃるのならば、また継続してやらないといけないかな、とは思っているが、この際なのでご意見をいただきたい。

【委員】

この高齢化加算と年少人口加算がもし仮に決定した場合、ここにもちょっと書いてあるのだが、高齢化加算ならば高齢化のためにその予算（まちづくり総合交付金の高齢化加算分）を使わないといけないのか、全体的に含めて一緒に使っても良いものなのか。つまり、仮に決定した場合、その予算は高齢化に対する事業以外には使ってはいけないのか。

【事務局】

用途を限定するものではない。

【委員】

この交付金制度というものは「原資が過疎債だ」というふうに説明いただいた。過疎債は「過疎」という名目において、「不便なところで課題が多い地域に対してはこういった資金を有効に活用して、地域を活性化しなさいよ」という目的で作られている事業である。

上（高齢化加算）の7つと年少（人口加算）の2つのなかで1番良いパターンを決めないといけない状況では、やはり、この交付金制度もできるだけたくさん、1団体でも多くの地域に交付するというのがまず第1だと思う。それから、不便なところは課題が大きく、それを解決するためには、どうしても人が動けばお金はかかるという現実があるため、この一覧表のなかでも対象の団体が1番多くて、加算額も1番大きい2番を取りたい。

この資金（予算）は600万円だったか。

【事務局】

丸々使えるものではないが。

【委員】

今後、どんどん地区まちづくり推進委員会が誕生し、対象団体も多くなれば、全額使うということはできないということだったが、半額くらいの予算はこの加算で消化して、少しでも早いうちから皆さんが活性化して有効活用してもらった方が良いのではないか。この5年間のうちに地区まちづくり推進委員会の数が倍になって600万円を消化してしまうということはないと思う。有効に活用するためには、やはり2番が私は良いと思う。

今回、市の方針で自治区制度をなくしてコミセン化に転向しようというようなことになっている。私の地域も皆さんの地域も一緒だと思うが、すでに「コミセン化した後、何を地域課題として重点的に考えていこうか」ということが、今、地元では一生懸命検討されている最中なのだ。私のところは、高齢者も交通の便が非常に悪い、買い物難民も多い、診療所へ行くのにもデマンドタクシーだけではなかなか間に合わない、「病院だけではなくて、ちょっと買い物をしたい」というときには使えない、というようなこともあるため、コミセン化後の公民館活動のなかで、そういった課題を地元で解決しようじゃないか、ということが着々と今、何回も検討会を開いてやっている。そうするためには、ある程度、「今回、市の交付金事業でこういった事業が新しく加算されて、皆さん非常に資金的には助かりますよ」という説明をしたいのだ。

そういうことで、ぜひとも私は2番を希望する。

【委員長】

委員から2番という意見をいただいたが、他の委員さんはいかがか。

2番以外という方がいらっしゃれば、お願いしたいと思う。2番でよろしいか。

あと、年少加算の方はどうでしょうか。8番か9番か、という形になるかと思うが。

【委員】

有効活用させてあげた方が良いのだが、8番と9番でかなり違いがある。

【委員長】

確かに、金額が8番と9番ではかなり違うように思う。

先ほど説明いただいたように、資料2のデータは最新のものである。この算定項目の算出方法が決定した際には、今後5年間は一応、この算定項目のなかで毎年数字が変わるということによるか。算定方式はそのまま、高齢化率と年少人口が変化するので、若干数字が変化することになるのではないかなと思うが。

これは「何日時点のもので計算する」という起算日があるのか。

【事務局】

2月1日時点で計算する。

【委員】

この資料1から見ても、高齢化率による加算の対象地域が多いところは郡部が多い。しかし、「旧浜田市には課題がほとんどない」ということではなく、いろいろな、あらゆる課題が山積しているのだ。そのため、年少加算は旧浜田市でも該当するところが多いため、均等に浜田市で使っていただくためにも、私は8番にしたいと思う。

【委員長】

いかがか。2番と8番というご意見を頂戴したが、もしも異論がなければ2番と8番にさせていただきますと思う。

また、先ほど、私から説明させていただいたように、このような算定の計算方法にするとして、それ以外に例えば何か、今後に向けてこういうようなことをぜひとも市にやってもらいたい、ということがあれば、要望としてあわせて提案をしたいと思っている。

まず、この算定項目については2番と8番ということによろしいか。

～数名の委員が頷く～

【委員】

私は前に言ったように、6番と8番が良いと思う。

なぜかという、私の考えでは65歳以上はまだ高齢者のうちに入らないからだ。75歳以上になると、なかなか地域のことに参加できない。そういう意味で後期高齢者という項目を選択したい。

【委員長】

6番という案が出た。6番か8番か、いかがか。

【委員】

6番と8番では、加算団体がだいたい被っているのではないか。それならば、額が多い方が良いという話にならないか。

【委員長】

確かに、被っているところが相当ある。

【事務局】

前回の資料のなかで、それぞれの加算のパターンで積算をしたものを配布している（前回の資料3）。

資料3の3ページ目以降で、それぞれの積算を団体ごとに行っている。その左上に①、②とパターンごとに数字が打ってある。委員がおっしゃっているパターン2も計算をしている。

【委員長】

ただ、これは前の数字ではないのか。

【事務局】

数字は以前の数字だが、増額の規模感やそれぞれの団体の差を感じ取っていただけたらと思う。

一律で増額するというパターンについては、基本的には「該当するかしないか」ということであり、該当する場合の予算額については前回から同じという形になっている。

【委員長】

要約すると、2番の場合は「市平均を超えた割合に応じて加算額を算出します」ということなので、高齢化率がより高いところはより加算額が大きい、ということになる。一方、6番のものは、市平均を上回っている・上回っていないかの判断で、上回っていたら1割程度加算する、上回っていなければ加算がないという方式になっている。

そのどちらが良いのか、ということについて、いかがか。2番か6番か。

【委員】

後期高齢者は説明が難しい。一般的には高齢化と言った方が分かりやすい。また、2番と6番を比べると2番の方が加算額も大きい。そのなかで、「あえてこの後期高齢化率の方を選ぼうじゃないか」という理由もない。

2番の24団体に対して加算額350万円の方がスーッといく。

【委員長】

事務局、何かあるか。

【事務局】

加算額の考え方で1つほど、確認というか整理しておきたい点がある。

基準を超えた場合に例えば一律10%・20%という割合を加算する方法と、それから、平均を超えた割合に応じて、各団体によって加算割合が変わってくる方法という、2つのパターンがある。

対象団体が多い方が望ましいということで2番というご意見があり、この場合は市の平均を超えた割合によって団体ごとに加算割合が変わる。そうしたときに、年少人口について例えば8番を選んだときに、年少人口の方は一律10%を加算するというのは、ちょっと説明がつきにくい。「高齢化の方は超えた割合によって変えていくけれども、年少の方は一律」という考え方の整理をしていただければな、と思う。

高齢化を市の平均を超えた割合に応じてやるのであれば、年少人口も割合によって加算をしていくという9番の方が、セットとしては理解されやすいかと思う。この場合、加算額全体の金額が非常に小さくなるため、そこは課題だと思う。

そういった点も少し視点に入れてご検討いただければと思う。

【委員長】

問題が増えてきた。

【委員】

私は、子どもと年寄りとは、単純に同じ考え方では難しいと思う。

高齢化について早く言えば、市の平均を超えたところというのは非常に年寄りが多いということだ。そうした人たちを何とか支援してあげよう、というこの目的は理解していただけると思うのだ。しかし、すべて10%で対策を打とうということになれば、市の平均ギリギリのところも10%、大きく超えたところも10%、皆仲良しということはおかしいと思う。理屈があわないと思う。「じゃあ何のために支援しようか」ということになれば、「非常に難儀なところへたくさん支援してあげましょう、しっかり使いなさいよ」という考え方に基づき、私は2番の方が良いと思う。

年少の場合について、これは境目が何歳になっているか。

【事務局】

14歳だ。

【委員】

そうすると、14歳以下が多いところが対象となる。

はっきり言って、14歳以下の家庭も大変だが、20歳、社会人になるまで親に負担がかかる。大学卒業までと言ったら相当な厳しい負担がある。若い人が少ないところは大学の費用は要らな

いが、若い人が多いところは14歳以上になってもまだまだ負担が大きい。ましてや小さい子どもが多いということになれば、保育料からスタートして子育てに多くのお金がかかる。10歳の子も19歳の子も人数が多いならば、やはりお金がかかる。平均を超えている・いないという問題ではなくて、平均よりも少ないところでも、若い者が多くいれば負担は大きい。この数字のなかでは、年少率が市の平均以上や以下であるというようなことが出なくても、若い子が多い地域はかなり支援が要るのだから、一覧表の黒塗りになっていないところには出ないかもしれないが、10%ずつは皆平均して出そうという考え方で、私はあまり異論がないような気がする。苦しい説明かもしれないが。

【委員長】

おそらく、まちづくり推進課としては「説明できない」ということだと思うが、それはちょっとご努力いただきたい。別々に案が出されている以上は、はじめからセットで出されたのであれば、今のような説明が成り立つのかなと思うのだが。

【委員】

「交付額が大きい方を選びました」という方が単純ではないのか。年少についても「なるべく皆さんの要望を聞いたうえで、皆さんに交付されるように、交付額が高い方を選びます」という方が単純で良いのではないか。

【事務局】

そこはちょっと、説明は整理する必要があるかと思うが。私からは「両方同じ考え方の方が良いのではないか」というご提案させていただいたので、ここで整理や統一された判断であるのならば、それが検討委員会の意見ということでもよろしいかと思う。

【委員長】

いかがか。

【委員】

「提案してある案のうち、高いもので良いのではないか」ということは、もっともな話である。質問だが、これはまちづくり推進委員会があるところへの算定か、それとも単独自治会も含めたすべてに対するものか。

【事務局】

まちづくり推進委員会のみである。

【委員】

前の資料で浜田市に599の団体があるというふうになっていた。そのうち、まちづくり推進委員会に参加しているのが450集落や町内会であり、単独自治会が98とあったので、単純に計算すれば50くらいの集落・町内会がどこにも該当していない計算になる。そういうところがあるのか。

【事務局】

どちらにも該当しない、というものはないはずなのだが、数が合わないか？ ちょっと確認する。

【委員】

単純に計算しても合わない。1回目の資料5。設立状況の資料である。

公民館が26あって、その管轄の町内数が599ということだが。これが市の全部の町内会や集落になるはずだ。まちづくり推進委員会ができているところが36団体で、そこに関係しているのが450団体。単独自治会は98だから。

【事務局】

この単独自治会のなかには町内会をいくつか束ねて自治会を構成して申請している団体が含まれているため、そこで数が合わなくなっている。

【委員】

理解した。

【委員】

市の努力で、単独自治会のところをまちづくり委員会設立までもっていくということは、この5年以内で完了できないか。今までできないのだから簡単にはできないと思うが、設立すれば漏れるところはなくなる。簡単にはできないからといって、組織を作らないままの単独自治会がどんどん交付金をもらっているということも、私は解せない。

【事務局】

市の計画の中では設立目標を90%ということで挙げている。ご存知のとおり浜田自治区の市街地を中心にできていない状況である。市の方も設立に向けた働きかけをしており、昨年度3団体が設立した。今年度も、3つ4つ同時進行で設立に向けた準備や地域に入っの協議もしており、設立に向けた動きは進みつつある。市の方も地域と一緒に努力しているので、そこはご理解いただきたい。

【委員】

2番も確かに良いと思う。

ただ、この表によれば、加算額が0円というところもかなりある一方、加算額が20万円や30万円を超えるところが4つ5つある。そうすると、「高齢化加算分は何に使っても良い」というのは、少し問題があるのではないか。0円のところや少額のところもたくさんあるのだから、例えば、「これはこういう目的に使います」というものを出してもらい、目的をある程度しっかりしていただく必要があるのではないか。

【事務局】

交付金の使い方については、毎年事業計画書を申請書と一緒に出していただいております、その中にこのお金も含まれて出てくる。

【委員】

含まれた金額というのは、この高齢化率により加算された金額なので、それはそれなりの事業計画を考え直してもらわないといけないのではないか。「何に使っても良い」という考えで良いのか。

【事務局】

この加算額に関しては、特別な事業計画書や別個の計画書が必要ということか。

【委員】

特別なものというより、「別個で提出してもらおう」ということは考えていないのか。

【事務局】

つまり、高齢化加算である以上は、高齢者のために使わないといけないのでは、ということか。

【委員】

そのとおり。やはり、差がものすごくあるからだ。

例えば、平均して 10 万円、15 万円ずつ全体が増えたのなら、それは問題ないのかもしれないけれども、0 円と 30 万円というのはちょっと差があると思う。それなら、それはそれなりの計画がないと説明がつかないのではないか。

【事務局】

基本的な活動費に対して割合を掛けるので、活動費が膨らむ。市としては、「活動費という、まちづくり推進委員会が自由に使えるお金が拡充される」というふうに理解している。

【委員】

という考えで良いということか。

【事務局】

そういうふうに考えているが、あとは皆さんがどう考えられるのか、ここでご議論いただきたい。

【委員長】

今の分に関していかがか。「活動費に掛けるのだから、活動費の範囲内であれば何にでも使って良い」ということか。もしくは何らかの。

【委員】

特に、高齢者加算の対象となるところが少ない浜田自治区の方がそれでも良ければ、それは問題ないのだが、どうだろうか。

【委員】

高齢化加算を高齢化のために使うとしたら、年少人口加算は若者に使うということになる。それならば、もっと遡って基（活動費）はどうなるのか。

【委員】

いや、プラスになった部分について用途を制限しなくて良いのかということ。浜田自治区の方が「加算を含めて使っても良い」と言われるのであれば、それは良いと思うのだけれども。どうか、と思った。

【委員】

そうすれば、年少人口加算にも年少に使うということで、各地区で理由をつけないといけなくなる。

【委員】

ええ、それはそうだ。それで良いというのであれば良いのだけれども。

【委員】

雁字搦めにして、使えないようなルールを作るのはよろしくない。

【事務局】

地域によっていろいろな課題とか取り組みたい思いは様々だと思うので、今の算定ルールで加算する分については、活動費全体の上乗せということで。実際に何に使われるかは「高齢化率は高いけれども、今年が高齢化ではないところに重点的に取り組みたい」ということもあると思うので、そういう使い方ができるようにした方が良いのかな、というふうに思っている。

【委員】

皆、それで良いと言われるのであれば。

【委員長】

折衷案というか、考え方としては、「何にいくら使った」というよりも、例えば、「高齢化の支援のためにこういうことをやりました」という文書がいるとか。金額の用途を特定するのではなくて、「まちづくり推進委員会として高齢化のサポートのためにこういうような使い方をしました」という文書を書いてもらう。それくらいなら負担も少ないのかな、と思う。もし必要であれば、という話だが。いかがか。

【委員】

高齢化の加算を受けるところは、当然、総じて事業は高齢化の支援になる。年少が多いところは当然年少のための事業になるだろう。部分分けをしなくても、事業計画書をまちづくり推進課に出したときに、大体「これはおかしいでしょう」というものは引っ掛かるのだから。それは、そこそこ良心的にやれば良いのではないか。

【委員長】

いかがか。よろしいか。

それでは、今の話は特に何か条件を付ける必要がない、ということでよろしいか。

それでは戻り、2番か6番かという議論。そして、8番か9番かという議論だが、いかがか。今の案では、2番と8番か、6番と8番か、というところだが。

【委員】

皆さんが2番で良いというのであれば、それで良い。

【委員長】

よろしいか。

それでは2番と8番ということで、算定根拠として当委員会としては結論を出させていただきたいと思う。あとは、まちづくり推進課の方で理由を考えていただくということで。なぜこれなのか、ということをご提案いただいたうえで、報告書というものをまとめてもらいたい。というか、我々がまとめるのか。実際にはどういう感じになるのか。

なぜそうなのか、ということまで当委員会で議論して出す必要があるか。

【事務局】

今日議論いただいて、2番と8番ということで整理されたものをこの改正検討委員会としての報告書ということで取りまとめ、考え方も含めてまとめて整理したものを事務局で書面にし、次回の会議で確認をいただいて、よろしければそれで検討委員会としての報告書と、とりまとめということで整理させていただければと思う。その流れでよろしいか。

【委員長】

では、そのような形で2番と8番ということで、まとめていただければと思う。よろしいか。

【一同】

はい。

【事務局】

先ほど言ったように、加算パターンは場合によっては増えるものと、比率の部分があるので、見た目上、一部逆転するような現象が出るかもしれない。また、そこら辺は検討させていただきたい。ただ、考え方としては、年少は一律、高齢化は加算というベースは押えさせていただければと思う。

【委員長】

それでは、新たな算定項目の導入が決まった。続いて、前回宿題になっていた、今回欠席の委員からご要望があった「拠点にかかる支援」について、事務局での検討状況をご報告いただきたい。

【事務局】

前回から、地域の拠点にかかる費用ということで、検討を進めてきた。いろいろな実態が見え、これも地域によって様々なパターンがあった。この拠点にかかる支援については、地域の活動の拠点ということなので、コミセン化の部分にも、もしかしたら掛かってくるのかな、と思っている。なので、今回の交付金の制度の改正のなか、というよりは、他の制度のところで検討させていただいて何らかの支援をしていきたいな、と思っているのでご報告させていただく。

【委員長】

今説明があったように、コミセン化の関係とあわせて検討いただくということで。基本的には拠点にかかる支援についてはご検討いただける、ということで。その具体的なものについては、まだ。

【事務局】

そうだ。この交付金のなか以外のところで制度構築と言うか、方法を考えていきたいと。具体的なものについては、まだこれから。

【委員長】

ということなのだが、委員がいらっしゃらないので何とも言い難いだけれども。何らかのサポートをしていただけるということなのかな、と思っているので、こちらは引き続きご検討いただきたい、というふうに思う。

【委員】

この前も意見があったが、事務局とかのようなものにより交付金の資金を活動費に使えない、事務局費の方へ回さざるを得ないというような意見としてあり、私たちもそういう状況になっている。やはり、今回のコミセン化により、コミセンの主事さんには、こういった交付金事業の事務局等も兼ねてお願いできる可能性もあるということか。そうすると、交付金を事務局費に使わなくても良いから、活動費に回せる。

【事務局】

コミセン化については、今、公民館さんの方にもいろいろ意見を聞いているなかで、やはりまちづくり推進委員会と公民館の職員と一緒に議論をした方が良さだろう、というお話をいただいている。それぞれの公民館、地区と一緒に、事務局を据えているいろいろな事務的なサポートを公民館職員がしていくのか、どういう関わり方でコミセンとまちづくり推進委員会が繋がってやっていくかというところを、個別にちょっと整理をさせていただこうというふうに思っている。

【委員長】

ということで、この交付金ではなくて、コミセンの方でご検討いただくという形でよろしいか。

【事務局】

はい。

【委員長】

次だが、次回の第5回目で最終回になるかと思うが、これまでの議論を踏まえて事務局としてはどのような形でこの委員会の結論やまとめというものを考えていらっしゃるか、まずはご見解をいただきたいと思う。いかがか。

【事務局】

先ほどあったように、今回の加算額の追加も含めて、本委員会で様々なご意見・ご要望をいただいている。このことは報告書というような形で次回、お示しできればと考えている。なかなかすべてのことに対してお答えすることはできなかったが、引き続きの課題ということでまとめておきたいと思っている。

【委員長】

これまで検討委員会において、委員の皆さんから様々なご意見や地域の実情についてご発言をいただいた。すべてにおいて本委員会で十分な議論を尽くすということはなかなか難しかったのではないと思うが、検討委員会としては附帯意見としたい、というふうに思う。また、事務局においては、今までの議論をしっかりと受け止めていただきたい。

時間も限られているので、できれば、これまでの発言以外のところで委員の皆さんから「このことだけは」というものとか「このことについて検討してほしい」というものがあれば、この場でご意見を賜ったうえで、それをまとめていただいて、次回の報告書(案)としたいと思うが、いかがか。

【委員】

課題解決特別事業についてお願いがある。

自治区がなくなると、基金もないということで、かなり多くの部分の事業をまちづくり推進委員会がやっていかないといけないのだろう、というふうに思う。そうしたなかで、地域交通などの大きな問題に取り掛かろうとすると、課題解決特別事業が上限100万円ということではなかなか

か取り組めない。

今、私のところでは単独のまちづくり推進委員会が1つになって、小さな拠点でもやろうか、という話が出ている。県の事業には乗り遅れて、ちょっと難しいというようなこともある。拠点施設をつくる、その整備ももちろんだけれども、そうした大きな事業に取り組むにあたっては1年100万円ということでは、なかなかやりきれない。やはり、ある程度「これだけは（交付金が出るのだ）」という目算がなければ、検討する場も作れない。そこら辺、まちづくりが複数一緒になってやるのであれば、それぞれ100万、2つ3つ重なれば200、300万円出すとか。あるいは、当然、課題解決特別事業はヒアリングがあるので、そこで説明をしたなかで「じゃあこれは150万円までいきましょう」とか。そういった上限額のアップをある程度考えていただきたい。委員の改選も令和3年度からあるが、まちづくり条例に基づいてスタートしていくわけだから、どういった人材が出てくるかによるけれども。やはり「やれば出す」という辺りをしっかり検討していただいて、そういう返事をしていただければありがたい。

【委員長】

複数（のまちづくり推進委員会が合同）で申請をする場合には、100万円の上限をもっと。

【委員】

いや、そうでなくても（上限額のアップを）。基本的には、課題解決特別事業の上限額を引っ張り上げて、そこに基づいて判断できる、という辺りを示していただければ、皆さん助かるのではないかな。

【委員】

今回は一応の方向性を示していかないといけない、ということで1つの定義付けがあるなかでの話。先ほどからあるように、限られた財源のなかで、できるだけ多くの提供してあげるという方向性が良いと思う。

初めに委員長がおっしゃられたように、「さて、それでは今後についてどうだろうか」ということについて、私は発言したい。

この検討委員会について、「これまでのことから抜本的な改正をする」といったことで、「見方を変えていくのだ」という視点で私は考えていた。現在、「公民館をコミセン化していきましょう」「地域活動に力を入れていきましょう」「自治区制度がなくなるので、今度は協働のまちづくりをやっていきましょう」「地域皆でやっていきましょう」というように、まちづくりに焦点をあてた政策が打ち出されている。「こういう時だからこそ、こういった活動のための予算をきちんとつけるから頑張ってください」という1つの方針を出されるのかな、という期待もあったので残念だ。附帯意見として、そういったところへの配慮を求める。今それをしなかったら、片方でまちづくり・地域づくりと言っておきながら予算は何ら関係ない、というあべこべな政策をされることになる。今回は1億1,000万円の額を落とさずに、ほんの僅かな額のなかでの議論を展開しているので、大した変化はないが、そのことは1つ言っておきたい。

それから、「地域を応援していこう」「地域活動を支援していこう」とかいうなかで、地域の実態や実像を全然把握せずに議論をして、空論ばかり言っていたのでは何もならないと思う。いろいろ理屈を言うのではなく、可視化できる数字で議論しないと誰も説明がつかない。そこで、「今の国の制度で言えばこれくらいじゃないかな」という正しい地域の位置づけについて、私は辺地度点数を提示した。今後こういった制度を作るときには、可視化できる数字を使用することを底辺や基軸においてほしいと思う。

また、先ほどの委員さんの意見にあわせて、子どもが少ないところはその先が消滅なので、皆、必死になり思いもよらない活動をすることもある。そういったところへの支援を作っておく必要

がある。

附帯意見のなかに、ぜひとも予算の確保をしていくこと、地域の実情・実態にあった支援をしっかりしていくということを記載してほしい。

高齢化率が低く子どもが多いところは、暮らしがしやすい。暮らしやすいから子どもが多い。年寄りばかり残った子どものいないところは、苦しいから居なくなったのだ。そういったところを見捨てるのならそれでも良いが、そうでないのであれば、そういったところへ「何とか支援をするから頑張るね」ということを附帯意見として述べておく。

【委員】

今の委員の話の腰を折るようだが1つだけ。

私が最後に言った、基礎額と活動費の比率の件。今回は見合わず、と言われましたが、ゆくゆくはやはりこれも検討してもらいたいと思う。それで、そのことも、次回は5年先になるとさっき言われたが、そのときには必ずこの議題を取り上げてもらうように、お願いしたいと思う。それを、例えば文章にしろというのは難しいかもしれないので、そのことを頭に入れておいてもらいたい。

【委員】

先ほど、委員さんがおっしゃったことについて。課題解決特別事業について、委員さんは当初からこうおっしゃっている。地域の抱えている辛い重たい課題は50万、100万円で解決する話ではない。(それで解決できるものは) 交付金がたくさんあれば解決できるようなものであって、だからこの課題解決というものの捉え方というのを、「本当の意味での課題」に重きを置いた政策を作っていないといけない。現行の政策で捉えられるものもあるかもしれないが、地域の課題を議論したものを政策として反映できる形を作っていただきたい。

【委員長】

他に、どなたか要望やご意見があれば、いかがか。よろしいか。

では、今のご意見を踏まえて、事務局でまとめていただければと思う。また、これまで皆さんにいただいた議論・コメントもあわせて盛り込んでいただいて、次回までに案をいただけると思うので、次回その案を皆さんに見ていただいたうえで、また足りない部分等々があれば追加、という形で進めさせていただきたいと思っている。よろしいか。

それでは、様々な意見を踏まえて、事務局にはこれまでの意見とあわせて報告書をお願いしたいと思う。報告書(案)に関しては当日、ということか。それとも事前にいただけるのか。なかなか初見で、というのは難しいような気もするのだが。

【委員】

今まで検討した内容をまとめていただくのだろうか？ まるっきり新しい課題や言い回しが加わるわけではないのだろうか？

【委員長】

ええ。できれば事前に皆さんにお配りいただいたうえで、それを見て・読んでいただいたうえで、最後の委員会に入りたいと思う。ご検討いただければと思う。

【事務局】

はい、事前に送るようにする。

【委員長】

よろしいか。

以上で本日の議論は終了となるので、進行を事務局にお返ししたいと思う。

【事務局】

委員長、感謝申し上げます。

それでは、次回の会議の予定を確認したいと思う。今月の24日の週で、24日を除いた25日以降のところ、皆様ご都合が悪い日があれば教えていただきたい。時間は15時からを一応考えている。

～27日を候補とし、後日事務局で調整ということになった～

【事務局】

次回の日程については、改めて皆さんにご案内させていただく。

事務局からは以上になるが、その他何かあるか。他にないようであれば、議題は以上で終了したので、本日の検討委員会は以上をもって終了したいと思う。

皆さん、感謝申し上げます。

閉会（14:40）